

平成 19 年 6 月 27 日

大阪市総務局人事部

人事担当課長 田中義浩

電話：06 - 6208 - 7510

学歴詐称及び公的債権の滞納に関する処分について

去る平成 19 年 4 月 20 日に報告いたしました学歴詐称に関する調査について、精査を行い、6 月 28 日付で、別紙のとおり懲戒処分を行います。

また、市税、保育所保育料、市営住宅家賃、学校給食費、高等学校授業料、医療費自己負担分にかかる職員の滞納事案についても、6 月 28 日付で、別紙のとおり、懲戒処分等を行います。

これらの件につきましては、市民の方の信頼を大きく損ねることとなり、誠に申し訳なく思っております。

職員に対する懲戒処分につきましては、これまで厳正に対処してきたところでございますが、今後も、今まで以上に不祥事の再発を防止するため職員の服務規律の確保により一層努めるとともに、懲戒処分についても厳正に行っていくと考えております。

《お問い合わせ先》

《懲戒処分について》

→総務局人事部人事担当課長（TEL06-6208-7510）

《公的債権の滞納事実について》

市税について

→財政局税務部収納対策担当課長（TEL06-6208-7780）

保育所保育料について

→こども青少年局子育て支援部保育指導担当課長（TEL06-6208-8030）

市営住宅家賃について

→都市整備局住宅部管理企画担当課長（TEL06-6208-9257）

学校給食費、高等学校授業料について

→教育委員会事務局総務部学務担当課長（TEL06-6208-9110）

医療費自己負担分について

→市立総合医療センター管理部医事企画担当課長（TEL06-6929-3638）

＜学歴詐称にかかる処分＞

停職 1 月 9 6 5 人

〔	停職の期間	7 月 1 日～7 月 31 日	:	4 0 4 人	〕
		8 月 1 日～8 月 31 日	:	5 6 1 人	

＊ 内訳は別紙 1 を参照

＜公的債権滞納にかかる処分＞

減 給 1 5 人

戒 告 6 人

文書訓告 5 9 人

＊ 内訳は別紙 2 を参照

学歴詐称に関する調査の結果について(所属別・年齢年代別)

単位:人

	年齢				左記計
	20～	30～	40～	50～	
局・区計	19	332	442	172	965
財政局	1	1			2
契約管財局		1			1
健康福祉局	1	20	13	4	38
こども青少年局	1	25	19	2	47
ゆとみど振興局	2	17	10	2	31
経済局		6	1	1	8
環境局		55	84	40	179
都市整備局		5	1		6
建設局	2	53	57	26	138
港湾局	1	11	14	3	29
北区		1	1	1	3
都島区		1		3	4
福島区			1		1
此花区	1	2	3	1	7
中央区		1		1	2
西区		1		1	2
港区		1	1	2	4
大正区		1	1		2
天王寺区		2	2	1	5
浪速区		1	2	1	4
西淀川区			2		2
淀川区		3	1	1	5
東淀川区		3	8	2	13
東成区		2	2	2	6
生野区		4	2	3	9
旭区		2	3	2	7
城東区		6	4	2	12
鶴見区		1		1	2
阿倍野区		2	2	1	5
住之江区			3	1	4
住吉区	1	2	3	1	7
東住吉区	1	1	3		5
平野区		4	4	5	13
西成区		4	6	2	12
教委事務局	4	50	65	24	143
消防局	1	4	4	1	10
交通局	2	22	74	18	116
水道局	1	17	46	17	81

* 処分対象者のうち、最高年齢は59歳、最低年齢は23歳であった。

学歴詐称に関する調査の結果について(類型別・採用年代別)

単位:人

	採用年次							左記計
	昭和			平成				
	48～52	53～57	58～62	63～4	5～9	10～14	15～	
処分対象者数	10	99	160	169	246	278	3	965
男性	10	85	131	140	180	203	1	750
女性		14	29	29	66	75	2	215
事務・技術職員等		34	39	22	22	35	3	155
うち事務転任者		29	35	16	16	25		121
技能職員	10	65	121	147	224	243		810
大学卒業学歴秘匿	9	79	115	121	155	185	1	665
男性	9	77	110	114	150	177		637
女性		2	5	7	5	8	1	28
事務・技術職員等		30	26	13	12	15	1	97
うち事務転任者		27	24	9	10	9		79
技能職員	9	49	89	108	143	170		568
短期大学等学歴秘匿	1	20	45	48	91	93	2	300
男性	1	8	21	26	30	26	1	113
女性		12	24	22	61	67	1	187
事務・技術職員等		4	13	9	10	20	2	58
うち事務転任者		2	11	7	6	16		42
技能職員	1	16	32	39	81	73		242

* 短期大学等には、高等専門学校を含み、かつ専門学校・専修学校のうち、短期大学卒業とみなすものを含む。

* 事務・技術職員等には、局・区で採用された現在でいうところの技能職員が、その後事務職へ転任した職員を含む。

市税等の滞納に係る職員の処分について

(単位：人)

	減 給	戒 告	文書訓告	左記計
局 ・ 区 計	15	6	59	80
健 康 福 祉 局	1	1	3	5
こども青少年局	1	1	7	9
ゆとみど振興局			1	1
経 済 局			3	3
環 境 局	8	3	17	28
建 設 局			5	5
教 委 事 務 局	1		15	16
消 防 局	1		1	2
交 通 局	2		2	4
水 道 局			1	1
大 正 区			1	1
浪 速 区		1		1
城 東 区			1	1
住 之 江 区	1		1	2
西 成 区			1	1

市税等の滞納に係る職員の処分について

(単位:人)

	市 税	保育所保育料	市営住宅家賃	学 校 給 食 費	高 等 学 校 授 業 料	医 療 費 自 己 負 担 分	左 記 計
減 給	9 (5)	2 (0)	3 (0)	0	0	1 (0)	15 (5)
	*うち1人は保 育料、別の1人 に授業料の滞 納事実あり	*うち1人は、 給食費の滞納 事実あり	*うち1人は、 保育料・授業 料の滞納事実 あり				
戒 告	* 家賃と保育料の重複滞納者 : 3人 (うち家賃のみ完納済み: 2人) * 家賃と授業料の重複滞納者 : 1人 (うち授業料は完納済み: 1人) * 家賃と給食費の重複滞納者 : 1人 (うち家賃、給食費ともに完納済み: 1人) * 保育料と給食費の重複滞納者 : 1人 (うち給食費は完納済み: 1人)						6
文 書 訓 告	4 (4)	41 (10)	10 (8)	2 (2)	2 (2)	0	59 (26)

* ()内の数字は、完納済みのもの。平成19年4月30日現在

停 職 処 分 に つ い て

採用試験における学歴詐称は、学歴の詐称がなければ本来なら合格していたはずの受験者の採用の機会を阻害し、全体の奉仕者たる地方公務員としての信頼を損なうとともに、市の信用を失墜させる非違行為に該当するものであり、この度、停職1月の懲戒処分を行ったものである。

この度の学歴詐称にかかわっては、処分者が大量に及んだこともあり、市民の関心は非常に高く、処分を受けた職員においては、以下の点に十分注意し、市民の誤解を招くことのないよう自重自戒を徹底されたい。

なお、停職期間中に趣旨を理解せず、市民の誤解を招くような行為に至った者については、改めて厳正に対処することとなるのであわせて申し添える。

記

- ・ 停職処分とは、免職に次ぐ極めて重い処分で、職員の道義的責任を追及するための制裁であり、停職期間中は謹慎中の身であることに十分注意されたい。
- ・ 停職期間中は、その職務に従事させないため出勤することができないが、市職員としての立場を失うものではないので、服務規律の確保に努めることは当然のことであるが、加えて自らの行為に対する反省と一層の自己研鑽に努めるべき期間であると認識されたい。
- ・ 停職期間中に限らず、公務員には法令遵守義務が課せられており、地方公務員法をはじめとする各種法令や規則等に違反する行為は、許されないものである。特に、停職期間中にあっては、アルバイトなどの兼業・副業が許されないことは言うまでもないが、停職期間は休暇期間ではないことを肝に銘じ、私事的な行為、例えば、旅行やパチンコやギャンブルなどの遊興娯楽においても、謹慎中の身であることに鑑み、市民の誤解や不信を招くことのないよう厳に行動を慎まれたい。なお、市民の誤解を招くような行為に至った者については、改めて厳正に対処することとなるので十分注意されたい。
- ・ また、停職期間中、自身の近況等について定期的に上司等に連絡するなど、職場との連携を十分図るよう努められたい。
- ・ なお、社会奉仕活動をはじめとしてボランティア活動などに積極的に参加し、自己研鑽に努めることは重要と考えており、職員各自においては積極的に社会奉仕活動などに従事されたい。
- ・ 最後に、停職期間が満了すれば公務に復帰することとなるが、その際には、新たな自覚をもって、一層職務に精励し、市民の信頼回復に努められたい。

ボランティア活動内容について

	項 目	期 間	活 動 内 容
7月	地域図書館管理支援	10～29日 (うち4～5日間/回)	・夏休み期間中自転車駐輪場が混雑し、時に交通の妨げとなることもあることから自転車駐輪場の整理を行う。 ・夏休み期間中の館内の混雑による机や椅子の使用をめぐるトラブル、子どもを狙ったいたずら等の予防のため館内の巡視を行う。
	大規模公園環境整備	9～30日 (うち3日間/回)	・大公園の清掃、除草等
	大阪港カッターレース運営	15日	・大阪港カッターレースにかかる参加者の受付・誘導等
	大阪湾クルーズ運営	21日	・大阪湾クルーズにかかる参加者の受付・誘導等
	区民わた畑の除草	14日	・区民わた畑の除草
	大阪市放置自転車等啓発指導員	随時	・鉄道駅周辺の大阪市の管理道路上に放置しようとする自転車利用者への啓発、または放置されている点字ブロックの上などに置かれているもの等の整理
	大阪市路上違反簡易広告物撤去活動員	随時	・一定要件を満たしている、道路上の広告物掲出禁止物件の撤去
8月	世界陸上競技大会	8/18～9/2日 (うち平均7日間/回)	・大会運営にかかる業務全般
	地域図書館管理支援	1～24日 (うち5～6日間/回)	・夏休み期間中自転車駐輪場が混雑し、時に交通の妨げとなることもあることから自転車駐輪場の整理を行う。 ・夏休み期間中の館内の混雑による机や椅子の使用をめぐるトラブル、子どもを狙ったいたずら等の予防のため館内の巡視を行う。
	大規模公園環境整備	1～20日 (うち3日間/回)	・大公園の清掃、除草等
	大阪市放置自転車等啓発指導員	随時	・鉄道駅周辺の大阪市の管理道路上に放置しようとする自転車利用者への啓発、または放置されている点字ブロックの上などに置かれているもの等の整理
	大阪市路上違反簡易広告物撤去活動員	随時	・一定要件を満たしている、道路上の広告物掲出禁止物件の撤去

〔 参 考 〕 過去の大きな処分案件

- 財政局・建設局職員の食糧費詐取事件
(処分日：平成元年 10 月 26 日、12 月 19 日)

懲戒免職	2
減給 1 月	2
戒 告	4
文書訓告	4
嚴重注意	25
縦計	37

※ 特別職：市長（減給 2/10・3 月）、3 助役、収入役（減給 1/10・1 月）

- 超過勤務命令簿不適切処理にかかる処分事案
(処分日：①平成 17 年 3 月 30 日、②平成 17 年 8 月 19 日)

	①	②	合計
戒 告	135	23	158
文書訓告	4,234	1,170	5,404
口頭注意	1,962	400	2,362
縦計	6,331	1,593	7,924

- 時間内組合活動にかかる処分事案
(処分日：平成 17 年 8 月 19 日)

減 給	39
戒 告	45
文書訓告	75
口頭注意	95
縦計	254

※ 特別職：市長（減給 3/10・1 月）、3 助役（減給 1/10・1 月）

- 飛鳥会・芦原病院に関連する処分事案
(処分日：平成 18 年 8 月 29 日)

	階 級 別						合 計
	局長	部長	課長	代理	係長	係員	
諭旨免職	1						1
停職 1 月	2						2
減給 3 月	4	1				1	6
減給 1 月	4	3	6			3	16
戒 告	5	9	4	1			19
文書訓告	2	6	21	3	12	3	47
口頭注意	1	1	2		4		8
縦計	19	20	33	4	16	7	99

※ 特別職：市長（減給 5/10・6 月）、柏木助役（減給 1/10・3 月）、井越助役（自主返納 1/10・1 月）、小西収入役（自主返納 1/10・1 月）

※ 監理団体における処分
減給 3/10・3 月 1 名、減給 1/10・1 月 1 名、戒告 3 名、文書訓告 1 名